

情報ホットライン

あなたの夢をまちづくりにかしませんか

募集 市職員

総務課

◆区分 上級

◆職種・人員 行政3人程度
土木・建築各1人程度

◆資格 昭和42年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた人で、採用後は市内に住ることができる

◆とき 8月4日(日)

◆ところ 長門市役所

◆試験方法
●第1次試験(大学卒業程度)

教養試験、専門試験及び論文試験、適性検査

◆手続

受験申込書は総務課人事給与係、各出張所にあります

◆受付期間

6月17日(月)～7月3日(水)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日を除く)

◆問い合わせ

人事給与係 ☎231114

児童手当の請求もれはありませんか?

社務所 福事

◆児童手当を受給できる人

3歳未満の児童を養育している人で、前年の収入が一定額未満の人

◆児童手当額

□第1子及び第2子 月額 5,000円
□第3子以降1人につき 月額 10,000円

◆特例給付 児童手当を受けられない給与所得者(厚生年金等の加入者)で、その人の前年の収入が一定額未満の人に限り、特例給付(児童手当と

同額)が受けられます

注・1月～5月までに請求する場合は前々年の収入が基準

◆受給者で次の場合は届出を

「住所変更」「氏名変更」「養育児童数変更」「特例給付受給者の退職」

◆問い合わせ

児童福祉係 ☎2311157

平成8年5月31日現在、児童手当または特例給付を受けている人は、6月30日までに現況届を提出してください。

いきいき国民健康保険

保険料が変わりましたが、なぜ?

市民課

今年度から保険料の軽減措置が7割・5割となりました。軽減基準額以下の所得の世帯では、従来よりも応益割(平等割額と均等割額)の保険料額が下がりました。また、新たな制度として2割軽減が加わり、幅広い所得層に適用されています。

保険料はこの応益割の額のほか、応能割(所得割額と資産割額)の額を合計したものです。そのために、所得や資産税額が変動するようになると、保険料も高くなったり低くなったりします。

平成8年度分

個人住民税の主な改正点

税務課

①個人住民税の均等割が次のとおり変わりました。

	改正前	改正後
市民税	1,500円	2,000円
県民税	700円	1,000円
計	2,200円	3,000円

②平成8年度も昨年に引き続き、定率による特別減税が実施されます。

その額は昨年と同様、個人住民税所得割額の15%相当額

暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしいことは問い合わせ先へご連絡ください。

教科書センター

分館を開設

校課 学教育

平成8年度用の中学校教科書を展示します。

◆期間

6月28日(金)～7月7日(日)
(平日は午前8時30分～午後5時、土・日曜日は午前9時30分～午後4時)

◆ところ 市役所4階図書室

◆問い合わせ

指導係 ☎231175

市立図書館全面改修
(仙崎駅舎内)
7月下旬まで
休館します。

◆問い合わせ
文化課 ☎231178

徴収)

平成8年6月分(第1期)の納付において、特別減税額が控除されます。

◆問い合わせ

市民税係 ☎231124